

政府備蓄米の買戻し条件付売渡しについて（概要）

米の円滑な流通の確保を図るため、政府備蓄米の運用を見直し、一定期間後に買戻すことを条件として、政府備蓄米を集荷業者に対し売渡し（買戻し条件付売渡し）を行うこととします。

※ 詳細については、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局通知。以下、「基本要領」という。）及び「政府備蓄米の買戻し条件付売渡し要領」（令和7年2月14日付け6農産第4375号農産局長通知。以下「買戻し条件付売渡し要領」という。）等をご確認願います。

1 売渡し対象米穀・売渡し予定数量・期間

- （1）令和6年産米を中心に5年産米も加えて、現時点で21万トンの販売予定。必要に応じて販売数量を拡大。
- （2）初回は15万トン。令和7年3月初めに入札公告予定。
- （3）2回目以降は調査等で明らかになった流通状況等を踏まえ時期を決定。

2 売渡対象者（買受者）（概略）

以下の条件等をすべて満たす者（買受者）（概略）

※ 詳細については、「買戻し条件付売渡し要領」、「政府備蓄米の買戻し条件付売渡しに係る入札に参加する者の必要な要件審査についてのお知らせ」等をご参照願います。

- （1）国内産米穀の年間玄米仕入量が5,000トン以上である者。

※ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）第52条第1項に基づく「米穀の取引に関する報告徴収実施要領」（平成20年8月2日付け20総食第366号総合食料局通知。以下「報告徴収要領」という。）の米穀の仕入数量の報告対象者（報告徴収要領の別紙1の1の（1）及び（2）に該当する者）のうち直近1年間の仕入数量又は直近3年間の平均仕入数量が5,000トン以上の者又はそれらの者で構成される団体・法人。

- （2）政府が売渡しを行った政府備蓄米と同等同量の国内産米穀（農産局長が定める産年の米穀に限る。）について、農産局長が定める期日までに政府が買入れを行うこととする契約を締結することを誓約した者。

※ 原則として、売渡しから1年以内（双方協議の上、延長することも可能）。

- （3）令和7年8月までの卸売事業者、中食・外食事業者又は小売事業者への販売の計画又は当該販売に係る契約を有する者。

【参考：政府備蓄米の買戻し条件付売渡し要領（抜粋）】

第2 買戻し条件付売渡しに係る買受者

1 入札に参加する者の要件

次の全ての要件を満たす者（以下「買受者」という。）とする。

- (1) 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知。以下「基本要領」という。）の規定に基づく国内産米穀の買入契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「売渡し申込資格」という。）を有する者として、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）から通知を受けている者であること。
- (2) (1)の売渡し申込資格に係る資格停止処分を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第47条第2項に規定する届出事業者であること。
- (4) 食糧法第52条第1項に基づく米穀の取引に関する報告徴収実施要領（平成20年8月2日付け20総食第366号総合食料局通知。以下「報告徴収要領」という。）の米穀の仕入数量の報告対象者（報告徴収要領の別紙1の1の(1)及び(2)に該当する者）のうち直近1年間の仕入数量又は直近3年間の平均仕入数量が5,000トン以上の者又はそれらの者で構成される団体・法人。
- (5) 政府が売渡しを行った政府備蓄米と同等同量の国内産米穀（農産局長が定める産年の米穀に限る。）について、農産局長が定める期日までに政府が買入れを行うこととする契約を締結することを誓約した者。
- (6) 政府が売渡しを行った政府備蓄米及び政府が買入れする(5)の国内産米穀について、適切に管理する倉庫等の施設を確保している者。
- (7) 農産局長が定める期日までの卸売事業者、中食・外食事業者又は小売事業者への販売の計画又は当該販売に係る契約を有する者。

3 入札公告

売渡しを担当する受託事業体及び農林水産省のHPにおいて、政府備蓄米の買戻し条件を付して行う売渡し予定数量、売渡し対象米穀（産年、産地、品種、等級、包装及び在庫倉庫の項目により区分して売渡しを行う米穀）、入札日時、引渡期限等を公告する。

4 申込上限数量

全買受者の国内産の年間仕入数量の合計に占める各買受者の年間仕入数量の割合を売渡し予定数量に乗じて得た数量を入札数量の上限として、各入札参加者に通知する。

5 引渡方法

引渡方法は、「入札公告」に付す「販売対象米穀一覧表」の引渡場所に記載の所在地における在庫倉庫での引渡し（在姿）。

6 引取期限

引取期限は、「入札公告」に付す「引取期限」に記載の期日（最終の引取期限は、原則として、令和7年4月末日とします。）。

7 売渡予定価格

「財政法」及び「予算決算及び会計令」に基づき設定。

8 買受者の報告、販売に係る情報の公表

- (1) 買受者は、買い受ける米穀の令和7年8月末までの販売計画を作成の上報告。
- (2) 買受者は、買い受けた米穀の契約数量、販売価格及び販売実績等について隔週・月ごとにとりまとめ報告。
- (3) 農産局長は、買受者、契約数量（買受者ごとの契約数量）、販売価格及び販売実績（買受者全体の販売価格及び販売実績）等を隔週・月ごとに取りまとめた上で、農林水産省のホームページに掲載。
- (4) 買受者が(1)の販売計画に沿って適切に販売を行っていないと認められる場合には、売渡申込資格の取消し及び指導経過を公表。

9 集荷業者からの買戻し期限

政府が売渡しを行った政府備蓄米と同等同量の国内産米穀（農産局長が定める産年の米穀に限る）について、農産局長が定める期日までに政府が買入れを行うこととする契約を締結。原則として、売渡しから1年以内（双方協議の上、延長することも可能）。

10 資格停止

落札者が契約を締結しないとき及び「入札公告」に付す「入札に参加する者」に係る要件を満たさないことが確認された場合は、基本要領に基づき資格を停止する場合があります。

11 その他

その他、主な留意事項については、別紙のとおりです。

－問い合わせ先－

農林水産省農産局農産政策部

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

企画課 米穀需給班 : 03-6738-8973（直通）

貿易業務課 契約第1班 : 03-6744-1353（直通）

その他主な留意事項

農林水産省農産局長が定める政府備蓄米の買戻し条件付売渡しについて（概要）
の他、「政府備蓄米の買戻し条件付売渡し要領」（令和7年2月14日付け6農産第
4375号農産局長通知。以下「要領」という。）において、留意する事項等について
は以下のとおりです。

1 買受者の販売先との間の約定事項

- (1) 買受者は販売先との間で、要領により引渡しを受けた米穀を区分して管理し、台帳を整備させるとともに、精米の販売状況の報告を求めることについて約定しなければならない。…（要領別紙1「受託事業体と買受予定者との間で締結する政府所有米穀の売買契約における約定事項」（以下「約定事項」という。）第15条第2項）
- (2) 買受者は販売先との間で、要領により引渡しを受けた米穀について、原則として精米により小売事業者等の実需者へ販売することについて約定しなければならない。ただし、買受者の販売先がとう精能力を有する小売事業者等の実需者に販売する場合や給食等を提供する事業者に販売する場合には、玄米による販売を行うことができる。…（約定事項第16条第3項）
- (3) 買受者は販売先との間で、食糧法第52条及び米トレーサビリティ法第10条に基づく報告徴求及び立入検査のほか、地方農政局の職員による適正な流通の確保のための立入検査に協力し、農産局長から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められたときは、これに協力することについて約定しなければならない。…（約定事項第16条第4項）

2 買受者の販売期限

買受者の販売期限は定めていないが、約定した契約数量に沿った令和7年8月末までの販売計画と販売実績を報告させる（要領第5）としており、当該販売計画書に沿って販売を行っているかについて確認を行い、適切に販売を行っていないと認められる場合には、当該買受者に対し、売渡申込資格の取消し及び指導経過の公表を講じる（要領第6）。

3 買受者の販売先での販売期限

買受者の販売先での販売期限は定めていないが、買受者は販売先との間で、精米の販売状況の報告を求めることについて約定しなければならないとして

おり（約定事項第15条第2項）、買受者は販売先の販売状況を自らの販売実績等を報告する際に合わせて報告するものとしている（要領第5の3）。

4 報告様式等

買受者及び買受者の販売先の主な報告様式については、以下のとおり。

【買受者】

- ① 国内産米穀の玄米仕入数量等申告書…要領第2の2の(2)関係(様式第2号)
- ② 国内産米穀の仕入・販売計画書…要領第2の2の(4)関係(様式第4号－1)
- ③ 買戻し条件付売渡しに係る政府備蓄米（契約数量）の販売計画書…要領第5の1関係（様式第4号－2）
- ④ 政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの販売数量等報告書（隔週の速報、毎月の確報）…要領第5の2関係（様式第9号－1、9号－2）

【買受者の販売先（買受者保有（国の求めに応じて提出））】

- ⑤ 政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの販売数量等報告書（買受者の販売先→買受者）…要領別紙1「受託事業体と買受予定者との間で締結する政府所有米穀の売買契約における約定事項」第15条第2項関係（別添様式）